

## 5. 未来に希望のもてるつるぎを創りましょう

### (1) 計画的行政運営の推進

#### 現状と課題

平成12年の地方分権一括法の施行により、機関委任事務制度が廃止され、国と地方が「対等・協力」の関係に移行しました。また、町村合併による基礎自治体の規模・能力等の拡大を踏まえ、基礎自治体である町は、住民にもっとも身近な総合行政の主体としてこれまで以上に自主性と自立性をもち、十分な権限によって高度化する行政事務に的確に対応できる、より専門性を備えた組織へと変化していくことが期待されています。

このような社会状況の中で、厳しい財政状況を踏まえ、行政サービスの質を維持しながらも定員管理の適正化や事務事業の効率化など、第4次つるぎ町集中改革プランを柱として行財政改革の取り組みをすすめています。

しかしながら、高齢化に伴う社会福祉費や公共施設の老朽化に伴う維持管理費、新たな行政ニーズへの対応など歳出の増加が見込まれる一方で、交付税の減少等による財政運営の厳しさが増すことも見込まれます。

今後は、公共施設等総合管理計画と新地方公会計制度の導入により、運営を含めた既存施設の最適な配置と構築、さらに計画的な施策実施と財政運営をめざします。

#### 言葉の意味

##### <新地方公会計制度>

公会計とは官庁会計とも言われ、国及び地方公共団体で行われている会計のことを言う。

1. 資産や債務の正確な把握と管理、2. 市民の皆様へ財務情報の分かりやすい開示、3. 行政評価・予算編成・決算分析との関係付け、4. 議会における予算や決算審議での利用等が挙げられる。

## ☰ 主な施策

### ア. 行財政改革の推進

集中改革プランを踏まえ、中長期的な視点に立ち健全な行財政運営につとめます。また、職員の意識改革と行政組織のスリム化をすすめながら、組織機構の充実と事業効果や優先度などを総合的に検証し、効率的・効果的な行政運営を目指します。

### イ. 健全な財政基盤の確保

税収をはじめとする自主財源の確保につとめるとともに、財源を確保するための施策をあらゆる角度から検討し、歳入の確保につとめます。

### ウ. 職員の意識改革と能力開発

職員の意識改革と能力開発をすすめ、住民から信頼される職員をめざします。また、人事評価制度を活用し、高度化・多様化する行政事務に対応します。

## ⇄ 協働の視点

住民一人ひとりが、町のすすめる施策等に関心を持ち理解を深めます。

## ☰ つるぎ町の目標

(単位：千円)

施策	施策目標	26年度	令和7年度
行財政改革の推進	行財政改革による削減目標	—	543,269

### 【説明】

集中改革プラン等による行財政改革を実施し合理化と効率化をすすめる。

## (2) 住民参画による協働のまちづくり

### 現状と課題

今までのまちづくりは、行政主導による均一的なサービスの提供が土台となっており、地域住民の自主性を反映したものとは言えませんでした。これからのまちづくりは、地域のことは地域住民が自らの責任と判断により取り組むなど、地域の実情に応じたまちづくりをすすめることが求められています。

さらに、地域の現在・将来に向けて何が求められているかを検証し、地域特性や状況に応じた施策を「行政、民間、住民による協働」で推進することが重要です。

まちに活気があふれ、生き生きと生活できる地域づくりには、住民が主役となり「自分たちの町は、自分たちでつくる」という意識が求められています。



さくらフェスティバル



月花遊々



真光九市

## ☰ 主な施策

### ア. まちづくり活動団体などの育成・支援・情報提供

ボランティア団体、多様な住民活動や NPO 団体を支援し、まちづくりの核となるリーダーを育てるための人材育成やネットワーク化をはかり、組織の充実をめざします。またそれぞれの団体の活動に関連する各種施策の情報などを発信するとともに、それぞれの創造性を尊重し活動を支援します。

### イ. 住民によるまちづくりへの参画推進

審議会や各種協議会には意欲ある住民の参画を促し、協働と参画の意識を高め、住民の意向が政策形成に反映できる組織づくりにつとめます。

### ウ. 意見交換の「場」と、新たな地域の担い手「ひと」の創出

暮らしに根ざした地域課題の解決に向けて、地域住民、民間、行政、町外から訪れた人たちなどを交えた意見交換ができる環境をつくります。

また、このような「場」で多様な意見を取りまとめ、地域の問題解決や価値創造に貢献できる新たな地域の担い手、「ひと」の養成をめざします。これらを実現するため、地域おこし協力隊や集落支援員等の充実をはかります。

## ⇒ 協働の視点

地域に住む一人ひとりが、地域の課題解決や目標の実現に向けて積極的かつ主体的に地域づくりに取り組みます。

## ☰ つるぎ町の目標

(単位：団体)

施策	施策目標	26 年度	令和 7 年度
ボランティア団体の育成	ボランティア団体の維持	95	95

### 【説明】

ボランティア活動を積極的に推進するため、社会福祉協議会のボランティアセンターに登録されている団体を維持します。

### (3) 開かれた行政への取り組み

#### 現状と課題

住民主役のまちづくりをすすめる上で、広報公聴活動は行政情報を周知することはもとより、行政への理解を深めてもらうための重要な手段のひとつです。「広報つるぎ」は、行政情報や町内情報をわかりやすく伝えるための情報誌として、毎月発行し行政と住民をつなぐ役割をはたしています。

それとは別に、緊急性のある情報や重要な情報については、告知放送等により住民への周知を行っています。

今後はさらに住民の声を反映させるため、一方的な情報提供ではなく、住民と行政がお互いに情報をやりとりできる仕組み作りにつとめます。



広報つるぎ

## ≡ 主な施策

### ア. 広報公聴活動の充実

行政情報を読みやすく、分かりやすく伝え、町民に親しまれる広報誌をめざします。また、ホームページを充実し、情報提供だけでなく、町民の意見を反映しやすくする仕組みをつくります。

### イ. 情報公開と個人情報の保護

町民への情報公開制度の周知と個人のプライバシー保護を念頭に置きながら、情報公開制度の適正な運用をすすめます。

## ⇄ 協働の視点

住民、企業、行政が情報の共有と情報の交換を行うことにより、活発な町民活動を促します。

## ≡ つるぎ町の目標

(単位：人)

施策	施策目標	26年度	令和7年度
関係人口の創出と維持	「つるぎのまちの応援隊」会員数の維持	—	150

#### 【説明】

「つるぎのまちの応援隊」を創設し、つるぎ町と様々なかたちで関わりをもちたいと考える関係人口の創出と、その関係維持に努めます。

### 🗣️ 言葉の意味

#### <プライバシー>

個人的な日常生活や社会行動を他人に興味本位に見られたり干渉されたりすること無く、安心して過ごすことが出来る自由。

#### (4) 人権尊重と男女共同参画の推進

##### 現状と課題

人権は日々の生活を支える、身近で大切なものです。すべての人が平等で、すべての住民が個人の価値を尊び、一人ひとりの人権が守られるよう人権意識の高揚が求められています。

障がい者の社会進出や男女平等のかん養が進んでいますが、現実には性別による固定的な役割分担意識やいわれのない慣習が残っており、自由な活動や生き方の選択を妨げる要因になっています。

さらに、いじめや不登校、セクシャル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなど、人権を無視した新たな社会問題も発生しています。

様々な状況の人たちの人権が守られること、また男女の人権が等しく尊重される「男女共同参画のまちづくり」が求められています。

##### 言葉の意味

###### <セクシャル・ハラスメント>

性的な言動による嫌がらせ行為。略してセクハラという相手の意に反して、性的な言動によって相手に不利益を与えたり、相手が不快に感じる行為を行う場合を言う。

###### <ドメスティック・バイオレンス>

配偶者や同居している恋人など、日常をともにする相手から受ける暴力行為。肉体的暴力のみならず、言葉の暴力、性行為の強要、物の破壊なども含む。

## ≡ 主な施策

### ア. 人権尊重の社会の確立

町民一人ひとりが人権を尊重するよう、家庭や地域に「つるぎ町人権条例」を周知し、人権尊重のまちづくりを町民と一体となつてすすめます。

また、国際化の進展をふまえ、多文化共生の視点から国籍や生活習慣を乗り越え、お互いを認め合うより良い地域社会を目指します。

### イ. 男女共同参画の意識啓発と社会環境の整備支援

男女が平等にお互いの喜びや責任を分かち合える家庭や社会構築のため、啓発活動や学校教育、生涯学習などの機会をとらえて、社会制度や慣行の見直し、固定的な役割分担意識の解消に向けた意識啓発活動をすすめます。

また、女性の就労支援や仕事と家庭、地域生活との両立に向けた環境の整備支援につとめます。

## ⇄ 協働の視点

行政をはじめ各種活動団体に、女性の意見が反映されるようつとめます。

## ≡ つるぎ町の目標

(単位：%)

施策	施策目標	26年度	令和7年度
審議会委員等への女性の参画の促進	審議会委員等への女性の参画割合	18.2	20

### 【説明】

審議会等に女性の参画を積極的にすすめ、多様な意見が取り入れられる仕組みをつくる。

## 🗣️ 言葉の意味

### <多文化共生>

多文化共生とは「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。（「多文化共生の推進に関する研究会報告書」平成18年3月総務省より）」

つまり、地域に暮らす住民同士が、差別し合うことなく国籍や民族、文化、言葉などの「ちがいを認め合い、支えあう関係を持って暮らしていくことをいう。



## (5) 移住交流の促進

### 現状と課題

少子高齢化と過疎化による人口減少は、地域の活力を失わせる、もっとも深刻な課題です。移住者や定住者を受け入れ、地域住民と交流やつながりを深めることにより、地域の賑わいを取り戻し、さらに移住者の経験や技術などを活かして地域の振興をはかることは有効な手段です。

内閣府が実施した平成 26 年の調査によると、都市部住民の 31.6%が農山漁村に定住してみたいと考えていることが分かりました。つるぎ町の将来を考えたとき、暮らしやすい地域を実現するためには可能な限り人口を維持する必要があり、流出人口の減少とあわせ移住者を受け入れられるよう、空き家情報の提供や移住者を受け入れる呼び水となる制度や地域の機運の醸成を行い、つるぎ町定住促進事業に基づく移住・定住の促進が必要とされています。



地元資源を利用した新しい視点での観光ツアー

## 主な施策

### ア. 空き家の斡旋

移住者や定住者の希望する多様な居住需要に対応できるよう、空き農地バンクや空き家バンク等の制度を利用し、住居物件を調査登録し、つるぎ町定住促進事業に沿って斡旋します。また、移住後の生活設計にアン・マッチングが起きないように、適切な情報提供と聞き取りを行い、無理なく居住できる仕組みをつくります。

### イ. 移住・創業等の活動支援と情報の提供

移住した住居のリフォームや創業した場合の支援、就農した場合の支援について適切な情報を提供します。

また、地域おこし協力隊や移住して地域で生業を創業したいと考える人たちの活動が無理なく行えるよう支援につとめます。

### ウ. 「関係人口」の創出・拡大

地域や地域住民との多様な関わりを持つ「関係人口」を地域づくりに貢献する存在として認識し、必ずしも「移住」という形でなくとも、ふるさと納税（個人・企業）をはじめとした、本町に関心を持ち貢献しようとする想いを積極的に受け止め、深い関わりを継続的に築く仕組みづくりの推進を強化し、今後の事業に活かしていきます。

また、地域との関わりを求める都市住民と地域のニーズのマッチングや、地域と人材をつなぐコーディネーターの設置など、移住・交流を推進するための環境づくりを検討します。

## 協働の視点

地域住民と移住者が協力して暮らしやすいまちづくりにつとめます。

## つるぎ町の目標

(単位：件)

施策	施策目標	26年度	令和7年度
空き農地バンク、空き家バンク等の登録	空き農地バンク、空き家等の成立件数 (累計)	2	10

### 【説明】

空き家バンク、空き農地バンク制度の充実をめざす。

### 言葉の意味

<アン・マッチング>

合わないこと。一致しないこと。

<リフォーム>

手を加え改良すること。作り直すこと。衣服の仕立て直し、建物の改装など。